

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 基本測量の実施  
土地立入の通知
- ” 土地改良区の役員の退任及び就任  
牛の流行性感冒予防注射等の実施
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十七年六月二十日付け鳥取県規則第三十二号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第三百五十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、建設省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定によ

### 鳥取県告示第三百五十四号

- 一 作業種類 基本測量（湖沼調査にともなう基準点測量）
- 二 作業期間 昭和三十七年五月二十八日から昭和三十七年九月十日まで
- 三 作業地域 米子市及び境港市

鳥取県告示第三百五十四号  
土地収用法（昭和二十六法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 一級国道九号線改築工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡北条町大字下神及び北尾、西伯郡のうち大山町大字平田、末吉、園信及び福尾、中山町大字御崎及び赤坂

四 立ち入らうとする期間

昭和三十七年六月 十日から

昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 日野川改良事業
- 三 立ち入らうとする土地の区域

高本 正虎	五八七番地
新田 源市	八五二番地
石井 為喜	一六七番地
監事 石井 為喜	一六七番地
	一六七番地
	一六七番地
	一六七番地
	一六七番地
	一六七番地
	一六七番地

昭和三十七年六月 十日から  
昭和三十八年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百五十五号

土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十一項の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

広瀬土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 石坂 恒寿	倉吉市広瀬六七二番地
" 立光 久夫	" 二四番地
" 谷口 一寿	" 九四二番地
" 米田 義正	" 九四三番地
" 増本 克巳	" 五四〇番地

旧役員任期満了のため昭和三十六年六月十五日就任  
壬卯二年

退任した役員の名及び住所

理事 石坂 一	倉吉市広瀬六七二番地
" 立光 久夫	" 二四番地
" 谷口 一寿	" 九四二番地
" 米田 義正	" 九四三番地

旧役員任期満了のため昭和三十六年六月十五日就任  
壬卯二年

大鴨土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 熊谷 久市 倉吉市上古川

他地区に就職のため理事の職務執行が困難であるため

鳥取県告示第三百五十六号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射並びにピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射及び検査、駆除を受けることを命ず

通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和三十七年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 建設大臣
- 二 事業の種類 日野川改良事業
- 三 立ち入らうとする土地の区域

中野久米保	四七二番地
高本 正虎	五八七番地
新田 源市	八五二番地
監事 石井 為喜	一六七番地
平岩 富隆	九九五番地

  

立光 久夫	倉吉市広瀬二四番地
高本 富男	" 五八七番地
増田 博	" 三四三番地
蔵増 昭和	" 一四番一
前田 富久	" 五七九番一
中野 敏雄	" 六六五番地
福永 徹	" 四四四番地
谷口 恵吉	" 九六六番地
山田 岩男	" 八七一番地
平岩 富隆	" 九九五番地

就任した役員の名及び住所

十九日	日野町根雨地区	舟場、貝原
二十日	江府町米沢地区	板井原、高尾
二十三日	日野町根雨地区	御机、美田
二十四日	溝口町二部地区	栗尾、小原、杉谷
二十五日	江府町米沢地区	門谷、船地
二十六日	江府町米沢地区	三部、福島
二十七日	日野町黒坂地区	焼杉、二部
江府町神奈川地区	福岡、畑池	
江府町神奈川地区	美用、小原	
江府町神奈川地区	池ノ内、日ノ詰	
江府町神奈川地区	井ノ原、上菅	
江府町神奈川地区	近江、中菅	
江府町神奈川地区	井ノ上、下安	

六月三十日	鳥取市神戸地区	末恒地区	下蚊屋、助沢
七月二日	明治地区	東郷地区	柿原、佐川
三日	大和地区	鳥取市美保地区	溝口家畜保健衛生所
三日	美穂地区	国府町字倍野地区	共済組合前
三日	吉岡地区	鳥取市美保地区	農協前
三日	大郷地区	鳥取市美保地区	農協前
四日	面影地区	鳥取市美保地区	農協前
四日	米里地区	国府町字倍野地区	農協前
五日	鳥取市松保地区	大正地区	農協前

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

牛の流行性感胃予防注射……皮下注射

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

除……B・H・C撒布

六月三十日 鳥取市神戸地区

七月二日 明治地区

七月二日 東郷地区

六月三十日 鳥取市神戸地区

七月二日 明治地区

七月二日 東郷地区

十九日	日野町根雨地区	舟場、貝原
二十日	江府町米沢地区	御机、美田
二十日	江府町米沢地区	栗尾、小原

六月三十日	鳥取市神戸地区	末恒地区	下蚊屋、助沢
七月二日	明治地区	東郷地区	柿原、佐川

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

牛の流行性感胃予防注射……皮下注射

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

除……B・H・C撒布

六月三十日 鳥取市神戸地区

七月二日 明治地区

七月二日 東郷地区

昭和三十七年六月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 牛の流行性感胃並びにピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛の流行性感胃予防注射……牛。ただし生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法 牛の流行性感胃予防注射……皮下注射

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

七月十日	日野郡日野町日野地区	小林、本郷
七月十日	溝口町日光地区	家畜検査場
七月十日	溝口地区	大内、添谷
七月十一日	日光地区	金屋谷、岩立
七月十二日	日野町日野地区	大坂、籠原
七月十二日	溝口町日光地区	野田、安原
七月十二日	江府町江尾地区	富江、末鎌
七月十三日	米沢地区	大河原
七月十三日	江尾地区	宮市、宗、貝田
七月十三日	溝口町溝口地区	下蚊屋、助沢
七月十六日	江府町江尾地区	柿原、佐川
七月十六日	江府町江尾地区	溝口家畜保健衛生所
七月十六日	江府町江尾地区	宮原、大倉
七月十六日	江府町江尾地区	家畜検査場
七月十六日	江府町江尾地区	古原、安原

昭和三十七年六月二十日付の  
 次の箇所について誤りがあつたので訂正する。  
 段行 誤 正  
 下 4 検査助手」 検査助手(二十三)昇降機手」

実施期日	実施区	実施場所
七月 十二日	日野郡江府町江尾地区	大河原 家畜検診所
" 十三日	"	柿原、佐川
" 十六日	"	吉原

昭和三十七年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
 昭和三十七年六月二十二日  
 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

昭和三十七年六月二十三日付の  
 次の箇所について誤りがあつたので訂正する。  
 段行 誤 正  
 下 4 検査助手一 検査助手(二十三)昇降機手」

別表	実施期日	実施区	実施場所
ロ	七月 十二日	日野郡江府町江尾地区	大河原 家畜検診所
"	" 十三日	"	柿原、佐川
"	" 十六日	"	吉原

日	選挙区	候補者
十九日	日野町根雨地区	板井原、高尾
"	江府町米沢地区	御机、美用
二十日	日野町根雨地区	門谷、船地
"	江府町神奈川地区	日ノ詰
二十六日	日野町黒坂地区	井ノ原
"	"	畑
二十七日	"	久住
三十一日	"	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和三十七年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年六月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一日時 昭和三十七年六月二十三日 午前十一時